

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十二号

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の表第一号中「法人県民税並びに法人事業税及び地方法人特別税、特別法人事業税の更正、決定通知書兼納付通知書」を「法人県民税並びに法人事業税及び特別法人事業税、地方法人特別税の更正、決定通知書兼納付通知書」に改める。

第七号様式から第九号様式までの規定中「の規定により告示された割合」を「規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

第十六号様式中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦、ひとり親控除額」に改める。

第二十四号様式(表)中

| | |
|--------------|-----|
| 納税通知書 番 号 | |
| 所 属 年 度 | 年 度 |

を

| | | |
|---------|-----|-----|
| 課 税 番 号 | 年 度 | 年 度 |
| | 年 別 | 第 期 |

に、「老年者・寡婦（寡夫）」や「寡婦・ひとり親」に改める。

第七十九号様式(表)を次のように改める。

税 第 年 月 日
第 年 月 日

(所在地) 〒

(法人名)

殿

奈良県

県税事務所長

印

法人県民税並びに法人事業税及び 特別法人事業税 地方法人特別税 の更正・決定通知書兼納付通知書

地方税法第55条及び同法第72条の39 (第72条の41) の規定により、下記のとおり更正・決定したので不足額及び加算金等を納付期限までに納付してください。

| | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--------------------|----------------------|----------|------|----------------------|--------------|------------------|-------------|------|----|
| 事業年度 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | 適用 | 1 法人税の 年 月 日の による | | | | | |
| 申告期限 | 年 月 日 | | | | 2 自主的算定による | | | | | |
| 申告年月日 | 年 月 日 | | | | 3 | | | | | |
| 修正申告年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | | |
| 更正・決定年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | | |
| 事業税 | 所得割 | 区 分 | 課 税 標 準 | 税率 | 税額 | 均等割 | 区分 | 事務所を有していた月数 | 年税額 | 税額 |
| | | 所得金額総額 | 円 | /100 | 円 | | 更正・決定 | 月 | 円 | 円 |
| | | 年400万円以下の金額 | 円 | /100 | 円 | | 既申告・既更正・既決定分 | | | 円 |
| | | 年400万円を超え年800万円以下の金額 | 円 | /100 | 円 | | 差引 | | | 円 |
| | | 年800万円を超える金額 | 円 | /100 | 円 | | | | | 円 |
| | 計 | 円 | | 円 | | | | | | |
| | 付加価値割 | 付加価値額総額 | 円 | | 円 | 法人税割 | 区分 | 課税標準 | 税率 | 税額 |
| | | 付加価値額 | 円 | /100 | 円 | | 更正・決定分 | 円 | /100 | 円 |
| | 資本割 | 資本金等の額総額 | 円 | | 円 | 既申告・既更正・既決定分 | 円 | /100 | 円 | |
| | | 資本金等の額 | 円 | /100 | 円 | 差引 | | | 円 | |
| | 収入割 | 収入金額総額 | 円 | | 円 | 納付すべき県民税額 | | | | 円 |
| | | 本 県 分 | 円 | /100 | 円 | 納付期限 | | 年 月 日 | | |
| | 第3号に掲げる事業 | 所得割 | 所得金額総額 | 円 | | 納付期限までの延滞金 | 法人事業税 | | 円 | |
| | | | 所得金額 | 円 | /100 | | 円 | 法人県民税 | | 円 |
| | | 付加価値割 | 付加価値額総額 | 円 | | 円 | 特別法人事業税又は地方法人特別税 | | 円 | |
| | | | 付加価値額 | 円 | /100 | 円 | 備 考 | | | |
| | | 資本割 | 資本金等の額総額 | 円 | | 円 | 利子割額 | | 円 | |
| | | | 資本金等の額 | 円 | /100 | 円 | 控除した額等 | | 円 | |
| | | 収入割 | 収入金額総額 | 円 | | 円 | 控除することができなかった額等 | | 円 | |
| | | | 本県分 | 円 | /100 | 円 | 既に還付を請求した額等 | | 円 | |
| 既申告・既更正・既決定分 | | | | 円 | 既還付請求が過大等 | | 円 | | | |
| 納付すべき事業税額 | | | | 円 | 更正による還付等 | | 円 | | | |
| 事業税に係る加算金 | 区 分 | 更 正 ・ 決 定 | 既更正・決定 | 差引 | (裏面に続きますからよくご覧ください。) | | | | | |
| | 不申告加算金 | 通常分 | 円 | 円 | | | | | | |
| | | 加算分 | 円 | 円 | | | | | | |
| | | 計 | 円 | 円 | | | | | 円 | |
| | 過少申告加算金 | 通常分 | 円 | 円 | | | | | | |
| | | 加算分 | 円 | 円 | | | | | | |
| 計 | | 円 | 円 | 円 | | | | | | |
| 重 加 算 金 | | 円 | 円 | 円 | | | | | | |
| 納付すべき加算金額 | | | | 円 | | | | | | |
| 方特別法人事業税又は地方特別税 | 区 分 | 課 税 標 準 | 税率 | 税額 | | | | | | |
| | 所得割に係る税額 | | 円 | /100 | | | | | 円 | |
| | 収入割に係る税額 | | 円 | /100 | | | | | 円 | |
| | 既申告・既更正・既決定分 | | | | 円 | | | | | |
| 納付すべき特別法人事業税額又は地方法人特別税額 | | | | 円 | | | | | | |
| に特別法人事業税又は地方法人特別税に係る加算金 | 区 分 | 更 正 ・ 決 定 | 既更正・決定 | 差引 | | | | | | |
| | 不申告加算金 | 通常分 | 円 | 円 | 円 | | | | | |
| | | 加算分 | 円 | 円 | 円 | | | | | |
| | | 計 | 円 | 円 | 円 | | | | | |
| | 過少申告加算金 | 通常分 | 円 | 円 | 円 | | | | | |
| | | 加算分 | 円 | 円 | 円 | | | | | |
| | | 計 | 円 | 円 | 円 | | | | | |
| | 重 加 算 金 | | 円 | 円 | 円 | | | | | |
| | 納付すべき加算金額 | | | | 円 | | | | | |

第九十九号様式(Ⅷ)「以後」や「から令和2年12月31日まで」及び「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)」による改正前の租税特別措置法及び「割合」と」や「割合」とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)と」及び「延滞金特例基準割合」。

第九十号様式から第九十号様式の三ホビの限事中「の規定により告示された割合」や「に規定する平均貸付割合」及び「特例基準割合」や「延滞金特例基準割合」及び「延滞金特例基準割合適用年」(以下「特例基準割合適用年」という。))及び「当該特例基準割合適用年」や「その年」及び「特例基準割合」や「延滞金特例基準割合」及び「延滞金特例基準割合」。

第九十一号様式及び第九十二号様式中「以後」や「から令和2年12月31日まで」及び「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)」による改正前の租税特別措置法及び「割合」と」や「割合」とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)と」及び「延滞金特例基準割合」。

第九十六号様式(Ⅷ)、第九十八号様式(Ⅷ)、第九十号様式(Ⅷ)、第九十一号様式(Ⅷ)及び第九十二号様式中「の規定により告示された割合」や「に規定する平均貸付割合」及び「特例基準割合」や「延滞金特例基準割合」及び「延滞金特例基準割合適用年」(以下「特例基準割合適用年」という。))及び「当該特例基準割合適用年」や「その年」及び「特例基準割合」及び「延滞金特例基準割合」。

第九十九号様式(Ⅷ)、第一百号様式(Ⅷ)、第一百二号様式及び第一百六号様式中「以後」や「か

ら令和2年12月31日まで」及び「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法」及び「割合」と）や「割合」とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）と」と改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第七十九号様式(表)の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則の規定による改正前の奈良県税条例施行規則（以下「旧規則」という。）第八十八号様式及び第百号様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

3 この規則の施行の際旧規則第二十四号様式及び第七十九号様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。